

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年2月16日（木）16:16～16:55
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

- 根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長
- 久知良 俊二 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長
- 高橋 一郎 農林水産省食料産業局食文化市場開拓課外食産業室長
- 西垣 淳子 経済産業省商務情報政策局生活文化創造産業課長
- 森下 昌美 国土交通省観光庁観光産業課課長補佐
- 高須 一弘 警察庁生活安全企画課長

<事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官
- 竹内 重貴 内閣府地方創生推進事務局企画調整官
- 坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進
- 3 閉会

○事務局 お待たせして申し訳ありません。

座席の関係上、今日は御意見をいただいている法務省、厚生労働省にメインに座っていただき、他の方は後ろのバックシートの空いているところに座っていただければと思います。

「クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進」ということをございます。何度かワーキンググループヒアリングでも皆様にお越しいただいております。また、

諮問会議でも中間の規制改革事項ということで、前回の諮問会議にも項目として出させていただきました。今回、各省の皆様を追加の規制改革事項等ということで、将来的な取りまとめ、国家戦略特区法への盛り込みということで、その記載ぶりということも踏まえて、我々内閣府の方からこういった案文でどうかということで、各省協議ということで出させていただいていますけれども、主に法務省、厚生労働省を中心に御意見をいただいておりますので、その御意見が我々内閣府側とは何度かやりとりをさせていただきましたけれども、平行線ということでございますので、今回その部分についてこのワーキンググループヒアリングという場で御説明いただくということで、場を設けさせていただきました。

八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 お忙しいところ、いつもありがとうございます。

それでは、今回の御意見について、御説明をお願いいたします。

○根岸室長 では、法務省でございます。

我々の方からは、いただいている案文について、一度修文意見を出させていただいて、その後、内閣府の方からまた原案どおりというのをいただいた上で、改めて御意見を出させていただいているということでございます。

今回いただいている案文と、その他も含めてやりとりをさせていただいている中で、元々は区域会議で受入れの範囲を決められるようにというような、色々御提案もあったわけですが、そうではなくて「技術・人文知識・国際業務」、あるいは「技能」という既存の在留資格の活動の範囲内で上陸許可の基準を別のものに代替するというような趣旨だろうと思っています。

その中で、我々が主張をしておりました、従来申し上げていることですが、特例措置を講ずるのであれば、その分野の業を所管する省庁を始めとした関係省庁でこの分野について特例措置が必要だと、それは効果があって、ニーズがあって、マイナスの影響はそうないとか、あるいは最小限に抑えられる、効果の方が圧倒的に高いということを検証した上で特例というのを考えるのでしょうか。

その上で、今回条例とかの基準の代替措置ということですので、その基準、「技術・人文知識・国際業務」で言うと、一般的には大卒または大学卒業でなければ経験10年というのを求めています。これは元々大卒程度の知識や技術を必要とする業務というのが、「技術・人文知識・国際業務」の活動内容なので、そういう業務をやれるということは、個人として入ってこられる外国人が、普通は大卒でしょう。大卒でなくても、そのレベルの業務をできる場合もあるでしょうけれども、その場合は実務経験10年ぐらいあるのではないですかという基準です。技能の場合には、一般的に言うと、経験10年ということにしています。ですから、それを置き換えるのであれば、それと同等のような技術・知識のレベルがないとおかしいと、それをどう計りますかということで、従来申し上げているとおり、例えば、資格試験のようなもので、学歴が別に要件ではないけれども、一般的に言えば、大卒と同じぐらいの知識がないと受かりませんねと、たまたま受かる人は大体大卒かもしれ

ないけれども、大学を出ていなくても、それは受かっている人だったらいいのではないですかというような置き換えなら可能なのではないか。それはこれまでもIT技術者などでは既にやっている仕組みなので、同じようなものが出来てくれば、それは対象にしてもいいでしょうと考えています。そういう特例を設けるときには、ITの場合は、経済産業省としっかり議論をしたわけですので、そういう関与のもとでやるべきでしょうというような主張でございます。

その辺の我々の主張に配慮していただいて、この外国人材事業審査委員会というものを御提案いただいたということのようですけれども、勘案していただいたのはありがたいのですが、この案文、あるいはこれに基づいて考えられている条文案みたいなもので考えると、それで見ますと、この審査委員会に関係省庁がたくさん入って、委員会にされた問題意識というのが、業所管が定まらない場合があって、明確な場合はまた違うのかもしれませんが、明確ではない場合があって、A省庁とB省庁両方関係しそうで、どちらも自分たちだけでは見られないと言っている場合に、どちらが判断したらいいのか分からないから、A省庁もB省庁も入って、もちろん法務省や労働部局としての厚生労働省みたいなところはいつも入ることでしょうけれども、そういうところでみんなで見れば、AかBかの議論を先にして、それが定まらないと議論が始まらないということは避けられるのではないかと。そういう趣旨だとお聞きしています。

ただ、関係省庁がみんな入ったとしても、今回のこの構図ですと、受け入れる外国人が、その人についての上陸許可の基準のところの代替ですので、その人がこういうことをやりますという事業計画を出されるような案になっていて、事業計画を審査する段階で関係省庁が見たとしても、一人一人の審査の過程でしょうから、そうすると、この分野に特例措置が要るのか、要らないのかというような検討をやる機会がなくて、かつ、そもそも大卒だとか、経験10年に代替できるものかという観点で言うと、事業計画の内容が詳しく分からないのでずれているのかもしれませんが、この人はこういう仕事をやりますというだけでは、我々の世界で言うと、「在留資格の該当性」というのですが、仕事の内容、申請の上でこの人がやろうしている活動は在留資格に当たりそうだということは分かると思うのですけれども、この個人が、大卒で見ているのではなくて、個人の能力としてそれを行い得るような技術や知識のレベルを持っている人なのかどうかということについては、多分業所管省庁であっても、計画だけを見て、個人にその能力があるかどうかというのは判断が付かないのではないかと思います。そこで、業所管省庁と一緒にしてくれるから大丈夫だ、代替できるというのは、ちょっと無理があるのではないかと。ちょっとそれは無理ではないですかと言ったら、やはり業所管省庁の関与のもとでしっかり検討は今後もしなくてはいけないと思いますし、その中で特例の必要があるものであれば、やっていきたいと思いますが、諮問会議でまとめるとすれば、今後もそういうところを検討してやっていくというような方向性にとどまるのではないかと。ということで、お出しした意見でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、厚生労働省にお話を伺ってからにしましょうか。

厚生労働省、お願いします。

○久知良課長 厚生労働省でございます。

私どもも意見を出させていただいておりますが、主な点は1点と言ってもいいのですが、今回は結局「技術・人文知識・国際業務」または「技能」という在留資格の範囲内の話ということでございますので、本当にそれに見合うような方が来られるということであれば、そんなに問題はないのだと思っているわけでございますが、問題は本当にそういう方が来られるというところの担保をどうやってやるかという部分ということで、仮にそういう方々についての上陸基準省令での基準に対して、何か代替的な手段を設けるということになった場合には、その代替手段によって、それらの方々のレベルが担保されるということにならなければ、実質的には「技術・人文知識・国際業務」とか「技能」と言いつつも、これまでそういう方々として評価されていなかった方々がどんどん入ってくるということになると困るという懸念をしているというところでございます。

そういう意味で、代替手段について、もちろん業所管、法務省と私どもが関わってくるのだと思いますが、そういうところでちゃんと大丈夫という議論がなされた上で、個別の事業計画という方式があるのかどうかというのものもあるわけですが、まず、代替手段というのがそれで大丈夫かというところをしっかりと議論できるような仕組みになっているかどうかという点で、今回示されたものだと懸念があるということで、このような意見を出させていただいているというところでございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、原先生から。

○原委員 御懸念を払拭するために関係省庁の審査委員会の枠組みを作って、事業計画の認定という仕組みを作っているわけで、事務局から少し補足をお願いできますか。

○竹内企画調整官 事務局です。

まさに今おっしゃったような御懸念点、業所管省庁がどこか分からないからできないということは、御懸念を払拭するために、国の関係省庁、自治体などが集まった審査委員会でワンストップで決めるという仕組みにすれば、今おっしゃったようなことは解消できると私どもは考えております。

ですので、原案どおりとしたいと回答しております。

○八田座長 これは余計なことかもしれないけれども、これまでダメだったものが入ってしまうかもしれないとおっしゃったけれども、クールジャパン・インバウンドという視点があって、その観点から各省に見ていただくということですから、確かに今までダメだったものだけでも、この観点からは必要だねという見方が出るのだと思います。

○藤原審議官 ちょっと補足しますと、サービス業の所管という意味では、御承知のとおり家事支援人材というのを施行して、ようやく受け入れようとしていて、あれでも遅いと

プレスの方々が官房長官にインタビューされたりしていましたが、なぜ遅いのかという理由の一つに、あの議論は本当に3年近く前から始まっていますが、議論が始まったときに、到底あれを業界が経済産業省の所管になるというのは誰も想像していなかったもので、所管を決めるだけで半年、1年の議論がありました。もちろん所管業が決まっていればともかくとして、ここのワーキンググループの場合でも、一部の業に関してどっちだあっちだという議論がありましたけれども、やはりそういった議論と実際のこういったニーズというところを天秤にかけて、こういった仕組みで在留資格の妥当性をまさに議論していただくということがあるのではないかという案でございます。

実は、計画を最後に各省庁からきちんとチェックしていただくというのは、特区の仕組みは御承知のとおり、最後に同意のプロセスがありますので、関係省庁の方々が目に触れないということは絶対になくて、入管法であっても法務省が他の役所の御意見を聞いていただければ、全部同意要件に省庁の方々の御意見は入ることになっているのです。仮に、それでも足りないとかそういった御懸念が本当にあるのであれば、事前にこういった形で、所管と言わなくても関係省庁の方々にチェックいただく仕組みというのがむしろ有効に機能するのではないかと思います。

○根岸室長 我々の業所管の関与、先ほど御説明したつもりではあったのですが、こういう段階で関与してほしいのですよと申し上げたつもりだったのですが、御説明が下手だったのかもしれませんが、事業計画を見るところで入るからというところですが、この事業計画というのは、個々の外国人の方が入るときの計画ではないのですか。御説明ではそのように理解していたのですが。

そうすると、最初に申し上げたこの分野に特例措置が必要かと考えるときに、業所管が明確であろうが、あるいは二つかもどちらかも分からなからうが、その場合は二つ一緒でもいいのですが、そこの省庁は特例を作るか否かというところではよく分からない状態ですね。むしろ、事業計画が出てきて、個人の申請の段階で、事業計画を見るだけなので、特例の必要性について検討する場というのは多分ないのですね。

それから、それは事業計画がちゃんとしているかを見るのでしょうかから、大卒とか、経験10年で見ているような個人の技術や知識のレベルがどうかというのは、この事業計画の審査では見られないのではないかと思います。それで代替しているというのはどういう考えですか。

○竹内企画調整官 基準を作るとき、例えば、創業人材の特例と同じように作るのだとすれば、それは政令になりますので、各省協議の仕組みというのは制度上既にありまして、そこで業所管省庁も含めた各省の合意を得る。それはまず、仕組みとして担保されていて、事前協議を丁寧にやればよろしいかと思いますし、それから、事前の説明会、各社でやっている説明会とかそうしたことを丁寧に積み重ねていって、納得を得ていくという作業、そこは否定するものではございません。そうしたところで、業所管省庁も含めた各省の合意を取れば、自ずと基準の中にそうした関係省庁の意向なり意見が盛り込まれると考

えています。

○根岸室長 これまで、政令では具体的にどういう基準の置き換えをするかを定めないとお聞きしてはいたのですが、具体的に例えば、どこを例示に出していいのか、皆さんいらっしゃるのではありませんけれども、どこかの職種について、この試験に置き換えるとか、この試験と試験名は言わないにしても、何らかの試験で置き換えますよということを政令で定めるのですか。そこでこの分野については事業計画を確認すればいいというのを政令で定める予定なのですか。

○竹内企画調整官 何とか試験、例えば、実務経験、学歴要件、そうしたものをただし書き、通常上陸基準省令に似た形で、「ただし、何とか何とかなる試験、何とか何とかなる試験で代替できる」と政令に書いて、そのさらに下の省令なり告示で具体の試験名、「何とか検定」とか、そうしたものを書いていくのだと思います。試験についてはそういうことです。

あとは、あるいは事業計画を出してもらって、その内容を見て、それが代替するにふさわしいと考える場合というのも入ってくる。一つが試験、一つが計画です。

○根岸室長 そこは具体的な業を政令で定めるということになるのですか。それは定めないと聞いていたのですが。

○竹内企画調整官 業ではなく、試験で代替できますよということを定める。それは政令に書く必要があると思います。

○藤原審議官 創業人材のときのスキームとここは似ているのではないかと考えています。まさに例の事務所を持って2人以上を雇用している、ないしは500万円の投資が必要と、ずっと10年ぐらい不明瞭だと言われていた話ですけれども、それを明確に省令ではなくて政令で規定して、今回透明化した形、あるいはその基準を半年後に満たしてもいいという規制緩和等も含めて、創業人材というのは特例措置にしているわけですけれども、そのときにも、あれは投資系の在留資格で入ってもらっていますけれども、別に業種の概念はないです。

同じように、今回もこういったクールジャパン・インバウンドというところで、こういった能力を持った方がこういった仕事について、どういう事業をされるのか。当然、本人の技能も含めて計画の中にきちんと書いていただくのだと思います。そこを業の概念でなくて、政令の、一定の基準をおそらくかなり横断的な話にならざるを得ないと思いますが、したがって、学歴とか職務、実務経験以外の要素というものもきちんと見るのであるとか、そういったルールを今回は設定した上で横断的な視点から入れていくという意味では、創業人材の議論と同じようなスキームになるのではないかと考えています。

○原委員 そういう理解だと思います。関係省庁も含めて、より情報の共有、認識の共有をしていただけるとよろしいのではないのでしょうか。

基本的には、御懸念のようなことに応えられるような仕組みを考えているつもりなので。これまでの議論を経てというつもりであります。

○八田座長 鈴木委員はどうですか。

○鈴木委員 こちらが応えていると言って、そちらが応えていないということなので、どうこの間の距離を縮めるかということですが、何か具体的な事例的なもので、例えば、具体例みたいなもので議論していくと、例えばこういう場合だったらどうこなすのですかということをやるのが一つですかね。

○根岸室長 例えば、クールジャパンで今勝手に言っているのか分かりませんが、経済産業省でファッションデザインの学校、大学や専門学校になっていない学校を留学で認められるような形を作っていたら、それを経済産業省がちゃんと見てくれたのを受けて、法務省で告知をして、この学校だったら留学で認められますよとしていて、そこを出られた方がさらに大卒相当だと言えるのを確認する仕組みを今検討いただいています。まだ出来上がっていませんけれども、それがもしできて、本当にそういうものになっていけば、多分私どもは省令の新しいところにもう一個付け加えるようなイメージで、ファッションデザインの学校でこういうところを卒業した人はこの限りではない、つまり、大卒と同じ扱いということに多分なるのだと思うのです。それはまさにその業を所管する経済産業省で、今業界を含めて、この分野で大卒相当という大学と同じ試験問題を作っても意味がないので、この分野でやるのだとすれば、こういうことが分かっている人ですねというようなことを詰めていただいているわけですね。だからこそできるのだと思うのです。別に経済産業省が試験の主体でなければいけないわけではないですけれども、民間が主体のものであって、それについて所管としてしっかり見ていただいているのも十分いいのですが、そういうことになるのだと思うのですけれども、それが多分うまく中身が出来てくれば、きっとできると思っています。特区であるか一般制度であるかは別として。

そういうものを例えば、今の御提案のものに当てはめようとしたときに、そうすると、仕事の内容はデザインの仕事なので、「技術・人文知識・国際業務」に当たる仕事です。別にその中の雑用を押し付けようとしているわけでは全然なくて、きちんと在留資格に当たる活動をしようとしています。だけれども、大学は出ていない、専門学校も出ていないけれども、同じレベルの人がいるのだと、もっと上のレベルの人がいるのだから、雇いたいのだ、本人も働きたいと言っているということがあって、それを認めたいですと言って、そうすると、その試験に受かっていますとか、そのレベルに試験制度もそもそもこの試験ならいいというのを認定する機会もないですし、学校から出てとか、就職する先で雇用契約を結んだ上でここで働きたいですと個人の申請が来ます。通常法務省令の基準は満たしていないけれども、ここは特区なので、特区で事業計画を認められればいいと書いてあるではないですかということで、事業計画を作って、この人はこの会社でこんな仕事をしますという計画が出てきて、多分それを関係省庁で見るということになるのだと思うのです。

そうすると、今経済産業省で検討していただいていたような内容を検討する機会はなく

て、多分事業計画を見るので、ファッションをやりますと言いながら、実は全然違う仕事をしていたというのは、よく見ていただけるのだと思うのですけれども、実態が怪しいみたいな申請のときには、入管がいちいち全部見なくても、実態調査とかをやらなくても、他の機関も含めてよく見てくれているので、安心して審査ができるとか書類の一部がこちらで見えるから要らないとか簡素化できますとか、そういうことはあるかもしれませんが、基準として大卒に代わるものというような個々人のレベルがあるというのは、多分見る機会がないということになるのではないかと思います。

それがちょっと今回ののは、せっかく関係省庁がちゃんと関与していただけるようにしようとしていただいた気持ちはありがたいのですけれども、この関与の仕方だと、関係省庁の皆さんもここに入って、おたくは所管なのだからここを見てねと言われても、個人のこういう仕事をしますという計画を、いくらそれが何十ページあろうが見たところで、立派な業務ですというのは私たちより分かるのだと思いますけれども、この人がそのレベルにある、この会社がちゃんとこの仕事に雇うと言っているのだから、きっと能力があるのだろうという世界にとどまってしまわないかと思ひまして、本来基準が求めているものと違うのではないかと思います。

○八田座長 まず、クールジャパンとかインバウンドに関しては、本当に必要性が高いと私どもは認識しています。

したがって、インバウンドやクールジャパンの目的に沿うことならば、事業計画がしっかりしていて、それなりの能力に関する資格とかも、この特区の中の外国人人材事業審査委員会で審査すれば認めることにしようというものです。その際の審査基準は、むしろ特区のもとで各省庁入っていただいて決めた方がいいだろうと、そこが趣旨なのです。あくまでインバウンドとかクールジャパンというものすごく切実なことに対して、きちんと各省が関与して、しかも、迅速に動ける、その場所に対応した判断ができるというものを作ろうということなのです。

○根岸室長 今の八田座長のお話自体は理解ができて、そういう考え方はあると思うのです。それを実現しようとする、インバウンド・クールジャパンは重要だから、通常求めているような水準は求めずに、ここの分野で働くのであれば、しっかりその仕事をするのであれば、もちろん脱法でそこを入口だけにするのはダメだけれども、その分野で仕事をするならいいではないか、もっと広く認めてとやると、多分今回いただいているようなこの二つの在留資格の入るときの言わば超えるハードルである基準の特例ではなくて、そもそも在留資格そのものの特例で、今は働けない分野だけれども、重要だから入れていいのではないですかと、農業だったり家事支援と同じような仕組みのお話なのではないかと思うのです。それはそれでそういう議論はあり得るのですけれども、そこをやるのであれば、クールジャパン・インバウンドという仕組みではあまりにも広すぎて、もう少し特定をしないとできないということになってしまうのではないかと。

○藤原審議官 若干そこは正確な議論をした方がよくて、創業人材なども半年猶予します

よというところは明確な特例措置、すなわち今までできなかったことかできるという部分かもしれません。それに加えて、今までのルール of 明確化というところがあって、事業計画を各自治体が公認会計士その他できちんとチェックします。簡単に言うと、今まで500万円持っていれば誰でも入れるみたいなものを、むしろ特区ではきちっと見ますという明確化というところが特例措置になっている部分があって、今回も必ずしも今全く入らなかった人たちを入れてしまいたくはなくて、まさに創業計画と同じようなスキームになると思います。あれは外国人の方々、立派な方々が日本で経営者、投資家でなくても創業者としても入ってきていただいて、日本の雇用を増やしていただくことが特区の趣旨、成長戦略の趣旨に沿うから、ああいう特例を入れたわけですし、まさにクールジャパンとかインバウンドの意義という中で、おもてなし計画なのかどうか分かりませんが、そういったことをきちんとチェックして、立派なおもてなし計画を持った人材であれば、そういったむしろ今まで入れたかもしませんけれども、明確な形で入っていただくということが非常に重要な視点ではないかと思うのです。

○根岸室長 何度かこの議論では、創業と同じだ、創業と同じだという御説明があって。

○藤原審議官 同じと100%言っているわけではないですけども、それが一つ応用できる議論で、あれも既存の在留資格を使った議論の中でそういった計画と申し上げています。

○根岸室長 特例の書き方としては同じですけども、創業の特例は先ほど来申し上げている「技術・人文知識・国際業務」のように、個人の知識とか技能のレベル感を本来求めている。レベル感のある仕事という在留資格だからなのですけども、それを個人として持っているものですかという基準ではなくて、「経営・管理」ですから、ハイレベルの「経営・管理」も低レベルもないので、事業の経営を行う人の在留資格なので、それを確実にできますかというのを担保している基準なのです。

元々の基準、従業員2人または500万円の規模という規模要件と、事業者が確保されているという要件、それについて創業人材で議論になったのは、これから入国して自分で会社を立ち上げようという人について、能力はある、計画はちゃんと出来ていて、本当に日本に来てしまえば事務所も借りられるし、実は大体内々に話がついている場合もあったりする。けれども、日本に住所がないので、登記しようと思ってもその人の名前できないし、そこはできるようになってきましたけれども、そこが官でできるところが変わってきたのですが、事務所の賃貸借契約ができないとか銀行口座が開設できないとか、そういう問題があって、今までは結局手伝ってくれる人か何かに共同で代表取締役になってもらって、小さい会社なのに2人代表取締役がいて、我々が審査をしていると、この外国人は本当に経営者ですか、ただの従業員を経営者と偽っていませんかと思うと、この共同の日本人は本当は別の仕事をやっていて、この人が名ばかりです、最初に今、名前を貸している。外国人御本人が来たら抜けますというのを確認して、許可をするというのがよくあったのです。そんなわざわざ人の名前を借りるみたいなことを制度のためにしてはおかしい。それは我々も理解はしていたのですが、我々は志を審査するわけにもいかないし、経営が

うまくいくかなどということ審査できる能力があるわけでもないのに、きっちりもう登記ができていますねという実態を見ていたのですけれども、そこについて、言わば経営・管理をやるという確実性を担保する基準なのですね。それをより専門家を入れて、自治体自身は我々と同じで専門家ではないかもしれませんが、自治体の方でちゃんと専門家の知見も入れて、事業計画を見て、確実にこれはできますよと、本当に日本に入国して長期の在留資格さえ得れば、住所が持てれば、事業者も借りられるし、500万円どころかもっとお金なんか持っているし、だから、少なくとも半年の在留期間にしましたが、多分半年もかからないで会社が立ち上がって事業が開始できるという見込みがあるということ審査していただいたのです。極端に言えば、あれは同じような趣旨のものを入管がもう少し見るというのを別途規制改革の中で措置をしましたが、そちらは4カ月にしています。こちらは自治体も見ているということで、6カ月にしていますが、実態として、意味合いとしてはあれは3カ月を1日超えればもういい。3カ月を超えると中長期在留者になって、住民基本台帳に登録できるため、色々なことが解決できるのです。3カ月と1日でもいいのを、そんなにせこいことを言ってもしょうがないので6カ月としたというものでして、今回の基準で分けようとしているのはちょっと趣旨が違うのではないかと思います。

それから、計画の関係で、おもてなし計画というので見るからという話ですけれども、そういう計画のどういうことを書くのかというような大体の基準の説明の中で、最終的には試験が受かるぐらいのレベルに上がっていきます。そういう計画になっていけばいいのだという御説明をいただいています。それだと、本来入国時に技術・知識が水準にある人を受け入れるという在留資格なのに、いずれそこに計画期間中に何年間のうちに達しますという人になるので、かなり技能実習に近いような形でして、もちろんどのレベルにあっても習得していくものはあるのでしょうかけれども、最終的にやっこの在留資格の範囲に達するというのだと、現行の在留資格は超えてしまう活動なのではないかというのは、計画だけでは問題ではないかと思っております。

○八田座長　そこら辺のところについては、色々な考え方があると思います。

しかし、最初に実際に学生として入って、学生として資格も取った後で、クールジャパン、あるいはインバウンドの分野に関しては、特別にまた在留を伸ばせるような仕組みというのもあり得ると思いますし、そこはまた議論の余地があると思います。

先ほどおっしゃったファッションの例で言えば、非常に具体的にその人がインバウンドの仕事に携わるとか、あるいは、国に後で戻って行ってクールジャパンの貢献ができるということが明確であれば、大卒そのものでなくても何らかのカバーをしましようということはあっていいと思うのです。それは特区の中で、各省庁がその事業計画に対して判定するということが必要だろうと思うし、一応そういうことができると、言ってみれば、基準ができるわけで、それに関してその特区の中では次をやるときにはその基準に当てはめていくということができるのではないかと。

この細かいところで色々詰めていくべきことはあるけれども、考え方、これらに今のイ

ンバウンドとクールジャパンの本当に圧倒的な需要と言うか、必要性の前には、こういうしっかりしたものを作って、早く進めていくような仕組みを作るといったことが必要なのではないかと思えますね。

次の方たちもあるので、本当はもうちょっと議論を続けたいのですがけれども、私どもとしては、この考え方というのは一種のブレークスルーになり得ると思うので、色々問題があるということは御指摘いただいたら、それに対してこちらでも御説明したり、あるいは改良点を考えていったりしたいと思うのです。結構基盤になる考え方ではないかと思えます。
○鈴木委員 一言だけよろしいですか。

質問みたいなものですがけれども、全ての仕組みを外国人材の審査委員会で処理するのか、それとも、今までみたいに区ですと議論してきたわけですね。在留資格の特例みたいな割と大きな制度改正が必要なものはずっと議論していたわけですがけれども、そういうものに委員会が直面したときには、ここで差し戻して、ここで改めてこれは大きな改革なので考えなければいけないという、併用みたいな考え方ができるかどうか。割と大きな在留資格の特例が必要なものであると判断したり、あるいは、もう一つ多分御懸念なのは、所管官庁が決まらないようなものですね。こういうものはここに持ってきて、もう一回ここで議論する。割と実例が積み上がったなら、こなしていけるようなものは審査委員会でどんどん行くと、併用みたいなことが考え得るのであれば、少し距離が縮まるかなという気がしましたので、ちょっとコメントみたいなものです。

○八田座長 所管官庁が決まりにくいものについて議論するということはあり得るかもしれないですね。

○藤原審議官 まさに鈴木先生におっしゃっていただいたように、誰が見ても、今の制度の中で明確に、できるのではないか分からないという議論のときには、この区域会議なりその下のこういった組織で明確化するという意味でそれはそれで意義があると思えます。

今の制度では全然できない、やはり特例措置が必要だというときは、おっしゃるように、当然各省庁に持って行っていただいて、また制度改正の議論をしていただいた上で、入管の上陸基準を変えるなり何なりという議論を出していただくというのも当然あると思えます。そこはまさに、明確化する議論も制度改正に持っていく議論も両方あるのではないかと思います。

○八田座長 特にどこの役所が関与していいか分からないというと、やはりこちらに持ってくるでしょうね。

○藤原審議官 そこは議論が必要だと思いますが、できるだけ決まらないからできないということにならないようにということだと思います。

○八田座長 それでは、また事務局を通じてでも、私ども直接でも議論を続けていきたいと思えます。

どうも、お忙しいところいつも本当にありがとうございます。